

明野廃棄物最終処分場安全管理委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づく明野廃棄物最終処分場安全管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、明野廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。)に関する次の事項について調査検討し、意見を述べる。

- (1) 処分場の建設時における施工状況に関すること。
- (2) 協定第14条に規定する細目的事項に関すること。
- (3) その他処分場の安全管理に必要と認められること。

(組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会には、委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、財団法人山梨県環境整備事業団において処理する。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月29日から施行する。

別表

所属・分野	職 ・ 氏 名
県	理事、環境整備課長、中北林務環境事務所長
北杜市	副市長、生活環境部長、環境課長、明野総合支所長
地元代表	旧朝神 8 地区区長 上神取 御領平 下神取 浅尾新田 浅尾 中込 浅尾原 東光
学識経験者	山梨大学 名誉教授 中村文雄（水質工学） 山梨大学 工学部教授 金子栄廣（環境工学）
事業団	専務理事、事務局長、建設事務所長、事務局次長
計	21名